

# 日米貿易協定：日本の譲許表



## ワイン

2020年1月1日に発効した日米貿易協定により、米国産輸入品の関税が引き下げられました。ここではワインについて、米国が対日輸出実績のある主な品目の関税について説明しております。詳細およびその他の品目についてはこちら <http://www.usdajapan.org/ja/usjta/> をご参照ください。

品名日本の HS コード (税番)	基準税率	2026 年度	2027 年度	2028 年度	最終 関税率 (年度)	2025 年 米国からの 輸入額 (千円)
ワイン(2 リットル以 下の容器入り) 220421020	15%または 125 円/L のうち低い税率、ただし 税額が 67 円/L を下回 る場合は 67 円/L		無税		無税 (2025)	16,215,793
ワイン (150 リットル以上 の容器入り) 220429090	45 円/L		無税		無税 (2019)	968,454
スパークリングワイン 220410000	182.00 円/L		無税		無税 (2025)	322,969
ワイン (2-10 リットルの容 器入り) 220422000	15.0%または 125 円/L の 低い税率、ただし その税額が 67 円/L を下 回る場合は 67 円/L		無税		無税 (2025)	63,224
ワイン (2-150 リットルの 容器入り) 2204229010						0
シエリー、ポート、その他の 強化ぶどう酒 (2 リットル 以下の容器入り) 220421010	112.00 円/L		無税		無税 (2023)	619
その他のぶどう搾汁、 アルコール分を含むもの 220430200	45 円/L		無税		無税 (2021)	0

**備考：**本協定は、米国の最終関税率を欧州連合（EU）加盟国やチリ、オーストラリアなどの主要ワイン供給国と同等にし、アルゼンチンや南アフリカなどのその他の供給国に対しては優位にする。

お問い合わせは、アメリカ大使館 農産物貿易事務所（[atotokyo@usda.gov](mailto:atotokyo@usda.gov)、電話：03-3224-5115）まで。

最終更新日：2026年3月31日